

群馬大学医学部附属病院広報委員会規程

平成19. 6. 12 制定

改正 平成25. 4. 1 平成26. 4. 1

平成30. 4. 1 令和 8. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院（以下「病院」という。）に、病院における教育・研究活動及び診療に関する情報を社会に対して適切に提供し、積極的な広報活動を推進するため、群馬大学医学部附属病院広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育・研究及び診療に係る広報に関すること。
- (2) その他広報に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長補佐（広報担当）
- (2) 臨床主任会議から選出された診療科長 2人
- (3) 中央診療施設等（システム統合センターを除く。）から選出された部長 1人
- (4) システム統合センター長
- (5) 臨床研修センター長
- (6) 看護部長
- (7) 総務課長
- (8) 医事課長
- (9) 医療支援課長
- (10) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第4条 前条第2号、第3号及び第10号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成19年6月12日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に委嘱される第3条第2号、第3号及び第9号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。